

MUFG Focus USA Weekly

経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY
 Hiroshi Kurihara |栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)
 Director and Chief U.S. Economist

略 30 年ぶりの包括的な税制改革法案が成立

【要旨】

- ✧ 今週、税制改革法案が上下両院で可決され、特朗普大統領による署名を経て成立了。略 30 年ぶりの包括的な税制改革にも関わらず、法案発表から 2 カ月弱の短期間で成立にこぎ着けた。
- ✧ 今回の包括的な税制改革（大規模な減税）は、個人消費や設備投資の増加を通じて 2018 年、2019 年を中心米国の経済成長率を押し上げることが予想される。
- ✧ 需要増加を通じた短期的な成長率の押し上げ以上に注目されるのは、今回の税制改革が（共和党の本来の狙いでもある）経済の供給サイドの拡大、即ち中長期的な潜在成長率の引き上げに繋がるのかどうかである。供給サイドの拡大を伴えば、大規模な減税が需給逼迫と物価の急上昇を招き、FRB による利上げペースが大幅に加速するといったリスクも回避し得る。供給サイドの労働投入や労働生産性に対して、プラスの影響がどの程度顕在化するのかを今後見極めていくことになる。
- ✧ 税制改革は特朗普大統領の重要な公約の 1 つであった。就任 1 年目で成し遂げたことは大きな成果と言える。また、「オバマケアの廃止・置換」が頓挫していたなかで、今回の法案に個人への保険加入義務付けの廃止を盛り込んだことも大きい。特朗普大統領は成果を出せたことで、これまでに比べれば幾分ゆとりを持った政権運営が可能となるのではないだろうか。
- ✧ 一方、今回の法案は残念ながら超党派での可決とはならなかった。共和党の議席数や今後の政策課題（インフラ投資の拡大等）を踏まえると、一段の政策推進には民主党との協調も欠かせないと考えられ、関係が一定程度修復できるのかどうかも来年の注目点である。

税制改革法案が上下両院で可決され、特朗普大統領による署名を経て成立

今週、税制改革法案が上下両院で可決され、特朗普大統領による署名を経て成立した（第1表）。略30年ぶりの包括的な税制改革にも関わらず、法案発表から2カ月弱の短期間で成立にこぎ着けた。共和党にとっては「12月12日のアラバマ州上院議員補選で敗北すると上院での議席数が近いうちに減少する」との危機感も、成立を急ぐ要因になった模様だ。

下院での採決（12月19日）は、賛成が227、反対が203であった。賛成票を投じたのは共和党議員のみで、民主党議員に加えて12名の共和党議員が反対票を投じた。反対した共和党議員の選挙区をみると、ニューヨーク州選出の議員が5名、ニュージャージー州が4名、カリフォルニア州が2名、ノースカロライナ州が1名であった。州・地方税負担が重い州選出の議員が多く、これは法案に「州・地方税の控除縮小」が盛り込まれたためである。

上院での採決（12月19日）は、賛成が51、反対が48であった。共和党議員は、自宅療養中のマケイン上院議員が投票を欠席したほかは全員が賛成票を投じ、民主党議員は全員が反対票を投じた。一本化する前の法案の採決（12月2日）で共和党議員として唯一反対票を投じていたコーカー上院議員も、一本化した後の最終的な採決では賛成に転じている。今回の法案成立を受け、早速来年1月から新たな税制が始動する。

第1表：税制改革に関する最近の動向

9月19日	上院予算委員会所属の共和党議員、税制改革で向こう10年間で1.5兆ドルの歳入減を許容することで合意
9月27日	トランプ政権と共和党指導部が税制改革の統一案を発表
10月19日	上院、2018会計年度の予算決議案を可決
10月26日	下院、上院と同内容の2018会計年度の予算決議案を可決 （→税制改革法案の上院での可決は60票ではなく、過半数で可能に）
11月2日	下院歳入委員会、税制改革法案を発表
11月9日	・下院歳入委員会、修正後の税制改革法案を可決（賛成24:反対16） ・上院財政委員会、税制改革法案を発表
11月16日	下院、税制改革法案を可決（賛成227:反対205）
11月28日	上院予算委員会、税制改革法案を可決（賛成12:反対11）
12月2日	上院、税制改革法案を可決（賛成51:反対49）
12月15日	共和党指導部、一本化した税制改革法案を発表
12月19日	・下院、一本化した税制改革法案を可決（賛成227:反対203） ・上院、一本化した税制改革法案を修正後に可決（賛成51:反対48）
12月20日	下院、上院修正後の税制改革法案を再可決（賛成224:反対201）
12月22日	トランプ大統領が法案に署名し成立

（資料）各種報道、資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

税制改革の概要（法人税・国際課税部分）

今回の税制改革により、まず法人税については、最高税率が現在の35%から21%へ恒久的に引き下げられる（第2表）。トランプ大統領が「レッドライン」と位置付けていた20%には僅かに届かなかったものの、引き下げの時期は遅らせることなく2018年からとなった。

税率が引き下げられるほか、設備投資の即時償却が当面認められる等の一方で、利払いや従業員関連費用の控除、内国歳入法199条に基づく国内生産活動に対する控除が制限乃至廃止されるなど、税制改革の影響は複雑多岐である。

止されるほか、欠損金の繰越等も制限される。

国際課税については、海外子会社利益への課税がテリトリアル方式へ移行する^(注1)。現在海外へ滞留している資金には一度限りの課税が行われるほか、税源侵食等へ対処するための課税強化も盛り込まれた^(注2)。

最近の法人税・国際課税改革議論で注目されていた点の決着を幾つか確認すると、①「税源侵食への対処は、下院の法案ではなく上院の法案に近い形となった」、②「現在海外へ滞留している利益への適用税率は、やや高めとなった」、③「代替ミニマム税(AMT)は、上院の法案では維持されることになっていたが、廃止になった」、等である。

(注1) 米国は、海外で課税後の利益について還流時に米国税率との差分を課税する仕組みをとっているが（全世界課税方式）、還流時まで課税を先送りできるため海外に滞留している利益が多く、問題になっていた。今回の税制改革で、今後は他国と同様の所謂「テリトリアル方式（国外所得課税免除方式）」へ移行する。

(注2) 税源侵食とは、多国籍企業等によるグループ間の国際取引等を用いた課税回避等のことであり、それらを抑止するための改正が盛り込まれた。

第2表：税制改革法案の抜粋（法人税・国際課税部分）

項目	一本化する前の下院の法案	一本化する前の上院の法案	一本化した最終法案
法人税率	<ul style="list-style-type: none"> 現行の最高税率35%から一律20%へ引き下げ 引き下げは2018年から 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の最高税率35%から一律20%へ引き下げ 引き下げは2019年から 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の最高税率35%から一律21%へ引き下げ 引き下げは2018年から
投資費用	<ul style="list-style-type: none"> 一定の条件を満たす設備投資は、即時の全額償却が可能（向こう5年間の時限措置） 小企業について、内国歳入法179条に基づき費用化できる上限を拡大（50万ドル→500万ドル） 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の条件を満たす設備投資は、即時の全額償却が可能（向こう5年間の時限措置）。その後は段階的に縮小 小企業について、内国歳入法179条に基づき費用化できる上限を拡大（50万ドル→100万ドル） 居住用・非居住用不動産物件の耐用年数を39年から25年へ引き下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の条件を満たす設備投資は、即時の全額償却が可能（向こう5年間の時限措置）。その後は段階的に縮小 小企業について、内国歳入法179条に基づき費用化できる上限を拡大（50万ドル→100万ドル）
代替ミニマム税	・廃止	・維持	・廃止
利子控除	<ul style="list-style-type: none"> 課税所得から控除できる利払い費（ネット）の上限を、利払い前・税引前・償却前利益（EBITDA）の30%に設定 対象は、総収入2,500万ドル以上の企業 不動産企業、公益事業者等は上限適用の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 課税所得から控除できる利払い費（ネット）の上限を、利払い前・税引前利益（EBIT）の30%に設定 対象は、総収入1,500万ドル以上の企業 不動産企業、公益事業者等は上限適用の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 課税所得から控除できる利払い費（ネット）の上限を、向こう4年間は利払い前・税引前・償却前利益（EBITDA）の30%に設定 その後は、利払い前・税引前利益（EBIT）の30%に設定
R&D税額控除	・維持	・維持	・維持
研究実験支出	・2023年より資産計上し償却	・2026年より資産計上し償却	・2021年より資産計上し償却
海外子会社利益への課税	・テリトリアル方式（国外所得課税免除方式）へ移行	・テリトリアル方式（国外所得課税免除方式）へ移行	・テリトリアル方式（国外所得課税免除方式）へ移行
現在の海外滞留分への課税	・1回限りの課税（税率は、現金・流動資産が14%、非流動資産が7%）	・1回限りの課税（税率は、現金・流動資産が14.49%、非流動資産が7.49%）	・1回限りの課税（税率は、現金・流動資産が15.5%、非流動資産が8%）
税源侵食への対処	<ul style="list-style-type: none"> 海外子会社の『超過収益(foreign high profit)』の50%を課税対象とする 『超過収益』とは、海外子会社の純所得が通常の収益(routine return、7%+連邦短期金利)を上回る部分 	<ul style="list-style-type: none"> 海外子会社（低税率国）の無形固定資産から生じる所得については、12.5%で課税 	<ul style="list-style-type: none"> 海外子会社（低税率国）の無形固定資産から生じる所得に課税
	<ul style="list-style-type: none"> 米国内の企業が米国外の関連企業宛に行う支払いについて、20%の物品税(excise tax)を課税 外国税額控除の拡大等 	<ul style="list-style-type: none"> Base erosion and anti-abuse tax（税源侵食と国際的な租税回避の乱用を防ぐための税）を設置 	<ul style="list-style-type: none"> Base erosion and anti-abuse tax（税源侵食と国際的な租税回避の乱用を防ぐための税）を設置

(資料) 下院歳入委員会、上院財政委員会資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

税制改革の概要（所得税部分）

所得税については、税率が全般に引き下げられ、基礎控除や子女税額控除が大幅に拡充されるほか、パススルー事業体からの所得に対する税負担も軽減される（第3表）。一方、人的控除や各種の項目別控除は廃止される。税率適用区分は現行と同じ7段階が維持されるものの、税制は相応に簡素化される。

ライアン下院議長によれば、今回の所得税改革は、例えば年収73,000ドルの4人家族に対しては2,059ドルの減税をもたらす。また、所得税率の引き下げは全ての所得階層にわたり、富裕層でも引き下げられる。具体的には、最高税率は39.6%から37%へ引き下げられ、最高税率が適用される所得の閾値も（独身者による申告の場合には）現行の年収418,400ドルから500,000ドルへ引き上げられる（第4表）。

最近の所得税改革議論で注目されていた点の決着を幾つか確認すると、①「州・地方税の控除は、上限が設定されたものの廃止はされなかった」、②「相続税は、廃止されず基礎控除が拡大された」、③「代替ミニマム税（AMT）は、廃止される方向だったが一転存続となり、税負担を抑制する方向へ変更された」、等である。

なお、今回の税制改革は、向こう10年間の連邦政府歳入の下振れを1.5兆ドル以内に抑え、且つ財政赤字が拡大する期間を向こう10年間に限る必要があったため、所得税については変更の多くが2025年までの時限措置となった^(注3)。

また、今回の税制改革法案には、オバマケアによる個人への保険加入義務付けの廃止も盛り込まれた。義務付けが廃止されるのは2019年1月からで、恒久的に廃止される^(注4)。

（注3）今回の税制改革法案が財政面からこれらの制限を受けた背景は、共和党指導部が、上院（定数100）において通常の60票ではなく過半数の50票での可決を可能とするために、予算決議案の「調整」という措置を用いたためである。なお、財政赤字が拡大する期間を向こう10年間に限る点は「バード・ルール」と呼ばれている。

（注4）個人への保険加入義務付けの廃止について、議会予算局（CBO）は1,300万人が無保険者になると推計している。

第3表:税制改革法案の抜粋(所得税部分)

項目	一本化する前の下院の法案	一本化する前の上院の法案	一本化した最終法案
所得税率適用区分	・現行7段階を4段階に簡素化	・現行と同じ7段階 ・但し、適用税率が変わる所得の閾値は変更	・現行と同じ7段階 ・但し、適用税率が変わる所得の閾値は変更
所得税率	10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%→12%、25%、35%、39.6%	10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%→10%、12%、22.5%、25%、32.5%、35%、38.5% ・2025年末までの時限措置。以下の控除等の変更も同様	10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%→10%、12%、22%、24%、32%、35%、37% ・2025年末までの時限措置。以下の控除等の変更も同様
基礎控除	・基礎控除額を略2倍に拡大 (独身) 6,350ドル→12,000ドル (夫婦合算) 12,700ドル→24,400ドル	・基礎控除額を略2倍に拡大 (独身) 6,350ドル→12,000ドル (夫婦合算) 12,700ドル→24,000ドル	・基礎控除額を略2倍に拡大 (独身) 6,350ドル→12,000ドル (夫婦合算) 12,700ドル→24,000ドル
代替ミニマム税	・廃止	・維持(控除額を2026年まで引き上げ)	・夫婦合算申告で控除を109,400ドルへ引き上げ ・控除が段階的に縮小する所得水準を引き上げ (夫婦合算) 1,000,000ドル
人的控除	・廃止	・廃止	・廃止
家族税額控除の新設	・300ドルの税額控除を新設 ・向こう5年間の時限措置	・導入せず	・導入せず
子女税額控除	・税額控除額を1,000ドルから1,600ドルへ拡大 ・税額控除が段階的に縮小する所得水準を引き上げ (夫婦合算) 110,000ドル→230,000ドル ・向こう5年間の時限措置	・税額控除額を1,000ドルから2,000ドルへ拡大 ・税額控除が段階的に縮小する所得水準を引き上げ (夫婦合算) 110,000ドル→500,000ドル	・税額控除額を1,000ドルから2,000ドルへ拡大 (1,400ドルまでは還付可能) ・税額控除が段階的に縮小する所得水準を引き上げ (夫婦合算) 110,000ドル→400,000ドル
子女養育費税額控除	・維持	・維持	・維持
勤労所得税額控除	・概ね維持	・維持	・維持
養子税額控除	・維持	・維持	・維持
項目別控除		—	—
住宅ローン利子	・利子控除の対象となる住宅ローン規模を引き下げ (夫婦合算) 1,000,000ドル→500,000ドル ・2件目以降の住宅ローン利子控除を廃止 ・既存の住宅ローンに関する取り扱いは不变	・利子控除の対象となる住宅ローン規模は現行の1,000,000ドルを維持 ・ホームエクイティローンの利子控除は廃止	・利子控除の対象となる住宅ローン規模を引き下げ(2025年末まで) (夫婦合算) 1,000,000ドル→750,000ドル ・ホームエクイティローンの利子控除は廃止
州・地方税	・州・地方の所得税と売上税の控除を廃止 ・州・地方の固定資産税の控除は継続するが、上限を設定(10,000ドルまで)	・州・地方の所得税と売上税の控除を廃止 ・州・地方の固定資産税の控除は継続するが、上限を設定(10,000ドルまで)	・州・地方税の控除は継続するが、上限を設定(10,000ドルまで)
慈善寄付	・改善しつつ控除を維持	・維持	・維持
医療費	・維持	・維持(一部修正)	・維持(2017年と2018年は控除を拡大)
相続税	・相続税の基礎控除を2倍に拡大 (一人当たり549万ドル→1,098万ドル) ・2024年に相続税を廃止	・相続税の基礎控除を2倍に拡大 ・相続税は廃止せずに存続	・相続税の基礎控除を2倍に拡大 ・相続税は廃止せずに存続
個人への保険加入義務付け	・維持	・廃止 ・2025年末までの時限措置	・2019年1月1日以降、恒久的に廃止
パススルーソ得への課税	・最高税率を25%へ引き下げ ・但し、所得税率回避の抜け穴とならないように条件を設定。パッシブなビジネスオーナーの場合には最高税率は25%だが、アクティブなビジネスオーナーの場合には、所得の30%は最高税率25%、所得の70%は労働所得と見做して課税(他の基準も有) ・アクティブなビジネスオーナーの75,000ドルまでの所得に対しては、低税率(9%)を適用	・条件を満たすパススルーサー事業体からの所得に対して、23%の控除を新設(労働所得の50%が上限) ・但し、法律・金融・専門サービス等の特定のサービス産業は控除の対象外 ・2025年末まで	・条件を満たすパススルーサー事業体からの所得に対して、20%の控除を新設(但し、労働所得の50%等の上限有) ・2025年末まで

(資料) 下院歳入委員会、上院財政委員会資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第4表：所得税率の適用区分

【独身】							
現行		一本化する前の下院の法案		一本化する前の上院の法案		一本化した最終法案	
年間所得(ドル)	税率	年間所得(ドル)	税率	年間所得(ドル)	税率	年間所得(ドル)	税率
0 ~ 9,325	10%	0 ~ 45,000	12%	0 ~ 9,525	10%	0 ~ 9,525	10%
9,325 ~ 37,950	15%	45,000 ~ 200,000	25%	9,525 ~ 38,700	12%	9,525 ~ 38,700	12%
37,950 ~ 91,900	25%	200,000 ~ 500,000	35%	38,700 ~ 70,000	22%	38,700 ~ 82,500	22%
91,900 ~ 191,650	28%	500,000 ~	39.6%	70,000 ~ 160,000	24%	82,500 ~ 157,500	24%
191,650 ~ 416,700	33%			160,000 ~ 200,000	32%	157,500 ~ 200,000	32%
416,700 ~ 418,400	35%			200,000 ~ 500,000	35%	200,000 ~ 500,000	35%
418,400 ~	39.6%			500,000 ~	38.5%	500,000 ~	37%

【夫婦合算】							
現行		一本化する前の下院の法案		一本化する前の上院の法案		一本化した最終法案	
年間所得(ドル)	税率	年間所得(ドル)	税率	年間所得(ドル)	税率	年間所得(ドル)	税率
0 ~ 18,650	10%	0 ~ 90,000	12%	0 ~ 19,050	10%	0 ~ 19,050	10%
18,650 ~ 75,900	15%	90,000 ~ 260,000	25%	19,050 ~ 77,400	12%	19,050 ~ 77,400	12%
75,900 ~ 153,100	25%	260,000 ~ 1,000,000	35%	77,400 ~ 140,000	22%	77,400 ~ 165,000	22%
153,100 ~ 233,350	28%	1,000,000 ~	39.6%	140,000 ~ 320,000	24%	165,000 ~ 315,000	24%
233,350 ~ 416,700	33%			320,000 ~ 400,000	32%	315,000 ~ 400,000	32%
416,700 ~ 470,700	35%			400,000 ~ 1,000,000	35%	400,000 ~ 600,000	35%
470,700 ~	39.6%			1,000,000 ~	38.5%	600,000 ~	37%

(注) 基礎控除額を勘案前の数値。

(資料) 下院歳入委員会、上院財政委員会資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

税制改革による連邦財政への影響

今回の税制改革は、向こう 10 年間の連邦財政収支を 1.5 兆ドル程度悪化させるとみられている（第 5 表）。1.5 兆ドルは、米国の名目 GDP（2016 年）比 8%程度で、公的債務残高（2016 年）の 11%程度に相当する。

内訳をみると、「所得税の変更」が 1 兆 1,300 億ドル程度、「法人税の変更」が 6,500 億ドル程度の財政収支の悪化要因となる一方、「国際課税の変更」が 3,200 億ドル程度の改善要因となる^(注5)。

(注 5) パススルー事業体からの所得の取り扱い変更是、ここでは所得税部分に含んでいる。企業部門の減税規模は、「法人税の変更」と「国際課税の変更」による財政収支の悪化を合算した▲3,300 億ドル程度と言え、向こう 10 年間の累計でみると、企業部門よりも家計部門での減税規模が大きい。

第5表・税制改革の連邦財政への影響(2018年～2027年の10年間累計)

所得税改革	金額 (億ドル)	法人税改革	金額 (億ドル)	国際課税改革	金額 (億ドル)
所得税率の引き下げ	-12,100	法人税率の引き下げ、AMTの廃止	-13,900	テリitorial方式への移行	-2,200
基礎控除の拡大	-7,200	投資費用の取り扱い変更	-900	現在の海外滞留利益に対する一度の課税	3,400
人的控除の廃止	12,100	中小企業の投資償却拡大・税制簡素化	-600	税源侵食への対処	1,500
子女税額控除の拡大	-5,400	利子控除の制限	2,500	無形資産への課税変更	500
項目別控除の制限・廃止	6,700	欠損金の繰越制限	2,000		
代替ミニマム税(AMT)の取り扱い変更	-6,400	研究実験支出の取り扱い変更	1,200		
バスルー所得の取り扱い変更	-2,600	国内生産活動控除の廃止	1,000		
相続税の基礎控除拡大	-800	従業員関連費用の控除の制限	400		
個人への保険加入義務付けの廃止	3,100	その他	1,800		
その他	1,300				
計	-11,300	計	-6,500	計	3,200
		合計 -14,600			

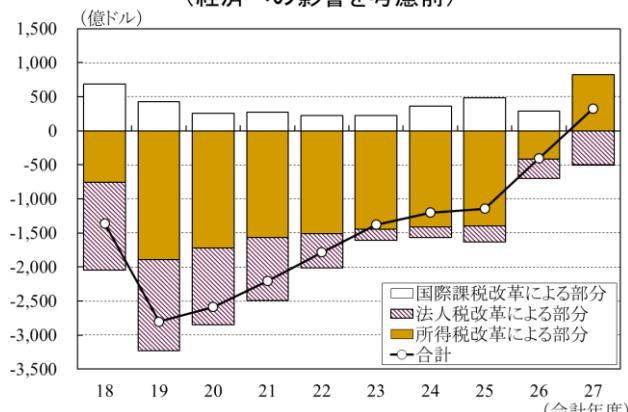
(資料) 合同租税委員会資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

また、税制改革の影響を連邦会計年度毎にみると、財政収支を悪化させる度合いは 2019 会計年度（2018 年 10 月～2019 年 9 月）が 2,800 億ドル程度で最も大きく、2020 会計年度（2019 年 10 月～2020 年 9 月）が 2,600 億ドル程度で 2 番目に大きくなると見込まれている（第 1 図）。

税制改革による経済への影響を考慮した所謂『ダイナミック・スコアリング』でみると、財政収支の悪化幅は抑制される。合同租税委員会の推計によれば、税制改革で実質 GDP の水準が向こう 10 年間で平均 0.7% 押し上げられるため、税収が向こう 10 年間で 4,500 億ドル程度増え、財政収支の悪化幅は 1.1 兆ドル程度となる（第 2 図・第 6 表）^(注 6)。

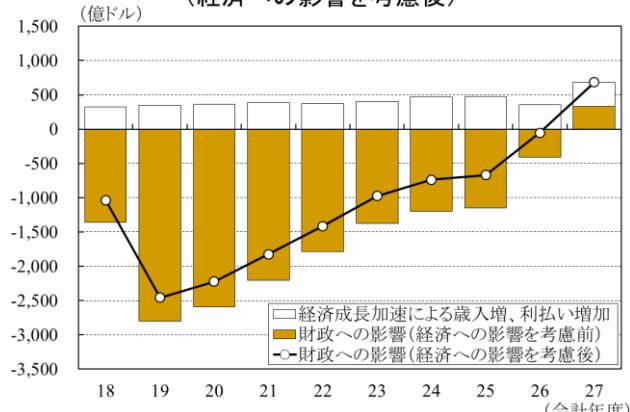
(注 6) ここでの推計には、税制改革による利払いの増加（660 億ドル程度）も考慮している。

第1図:税制改革の連邦財政への影響
(経済への影響を考慮前)



(資料) 合同租税委員会資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第2図:税制改革の連邦財政への影響
(経済への影響を考慮後)



(資料) 合同租税委員会資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第6表：税制改革の連邦財政への影響に関する各種試算

分析機関	発表日	分析対象	税制改革の経済への影響	経済への影響を考慮後の連邦財政への影響
合同租税調査会	12月 22日	最終法案	・実質GDPの水準を向こう10年間で平均0.7%押し上げ	・成長加速により向こう10年間で税収が4,510億ドル増 ・税制改革により向こう10年間で利払いが660億ドル増 ・これらを考慮し、財政収支は向こう10年間で1兆710億ドル悪化
タックス・ポリシー・センター	12月 20日	最終法案	・2018会計年度の名目GDPを0.8%ポイント押し上げ	・成長加速による税収増は向こう10年間で1,860億ドルに止まり、財政収支は1兆2,680億ドル悪化
財務省	12月 11日	上院法案	・税制改革やその他の経済政策の実施により、向こう10年間の成長率は従来の見通しである2.2%から2.9%へ加速 ・上振れする0.7%ポイントの内訳は、半分が法人税改革、残り半分が、パスルー課税、所得税改革、規制緩和、インフラ投資等による部分	・実質成長率が向こう10年間の平均で0.7%ポイント高まるため、税収は約1.8兆ドル増加する(税制改革による税収減1.5兆ドルを貯える)

(資料)各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

税制改革の米国経済への影響

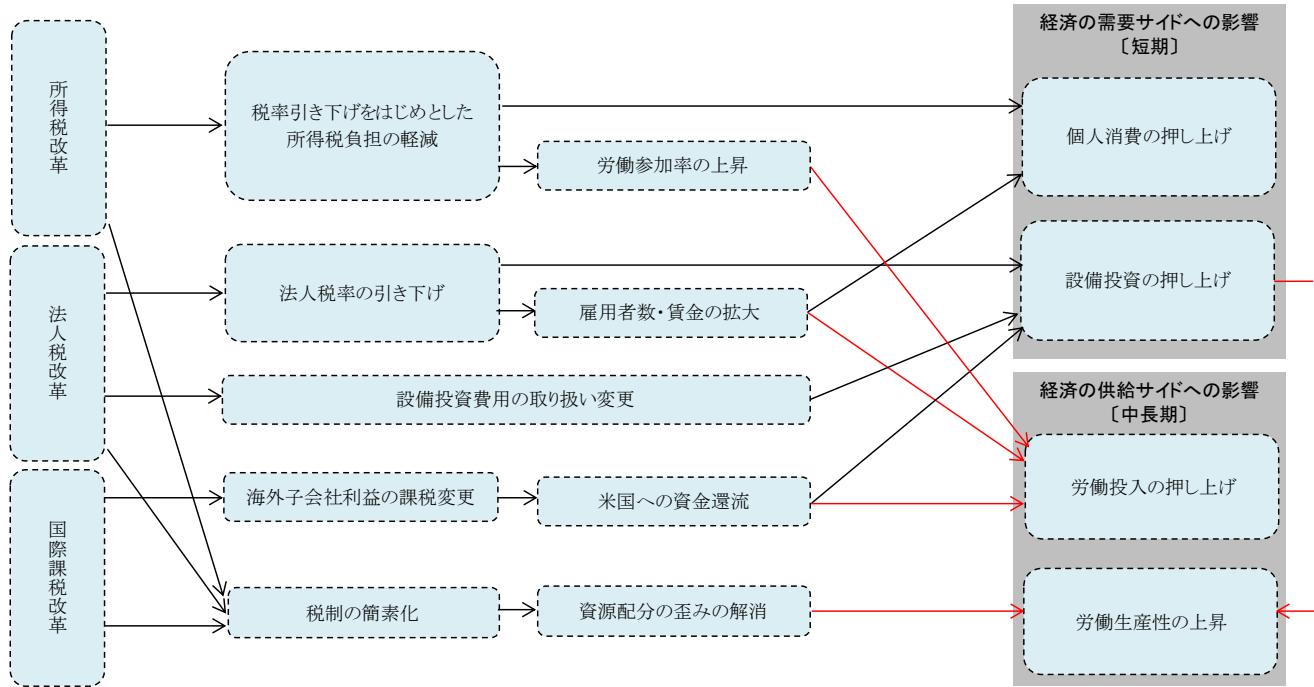
今回の包括的な税制改革（大規模な減税）は、個人消費や設備投資の増加を通じて2018年、2019年を中心に米国の経済成長率を押し上げると予想される（第7表）。

需要増加を通じた短期的な成長率の押し上げ以上に注目されるのは、今回の税制改革が（共和党の本来の狙いでもある）経済の供給サイドの拡大、即ち中長期的な潜在成長率の引き上げに繋がるのかどうかである。供給サイドの拡大を伴えば、大規模な減税が需給逼迫と物価の急上昇を招き、FRBによる利上げペースが大幅に加速するといったリスクも回避し得る。供給サイドの労働投入や労働生産性に対して、第7表で示した様な各種の経路を通じ、プラスの影響がどの程度顕在化するのかを今後見極めていくことになる。

なお、個別の分野で言えば、特に高価格帯を中心とした住宅販売への影響や、企業の借入行動に変化が起こる可能性等には留意が必要である^(注7)。

(注7) 住宅市場については、住宅ローンの利子控除の制限や、州・地方税の固定資産税控除の制限等がマイナスに影響し得る要因として挙げられる。企業の借入行動については、利子控除への上限設定等が影響する可能性がある。

第7表:税制改革により生じ得る米国経済へのプラス影響



(注)赤色の矢印は、経済の供給サイドへ影響する経路。

(資料)三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

今後の政権運営への示唆

税制改革はトランプ大統領の重要な公約の 1 つであった。就任 1 年目で成し遂げたことは大きな成果と言える。また、「オバマケアの廃止・置換」が頓挫していたなかで、今回の法案に個人への保険加入義務付けの廃止を盛り込めたことも大きい。トランプ大統領は成果を出せたことで、これまでに比べれば幾分ゆとりを持った政権運営が可能となるのではないだろうか。

一方、今回の法案は残念ながら超党派での可決とはならなかった。共和党の議席数や今後の政策課題（インフラ投資の拡大等）を踏まえると、一段の政策推進には民主党との協調も欠かせないと考えられ、関係が一定程度修復できるのかどうかも来年の注目点である。

(2017年12月22日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.